

統括防火・防災管理者選任(解任)届出書

◆制度の概要

一定規模以上の建物で、その所有者や管理者、テナントを経営する賃借人(以下「管理権原者」という。)が複数いる場合、建物全体の防火・防災管理体制を強化するため、各管理権原者は、統括防火・防災管理者を協議によって選任することと定められました。

◆届出時期

統括防火管理者または統括防災管理者を選任(解任)したときに、遅滞なく

◆届出場所

対象物を管轄する消防署

◆届出に必要なもの

- (1) 統括防火・防災管理者選任(解任)届出書
[別記様式第1号の2の2の2の2(第4条の2関係)(第51条の11の3関係)]
- (2) 防火管理者・防災管理者の資格を証する書面(修了証等)の写しを添付して下さい。

◆届出部数

2部 (1部は確認後、副本としてお返しします。)

◆根拠法令

消防法第8条の2、消防法施行規則第4条の2、消防法施行規則第51条の11の3

◆その他

併せて「全体についての消防計画作成(変更)届出書」も同時に提出してください。